

# 「市立加陽水辺公園の利活用事業」 公募型プロポーザル実施要領

2021年1月  
豊岡市コウノトリ共生部  
コウノトリ共生課

# 目 次

1	目的	2
2	趣旨	2
3	実施形式	2
4	事業概要	2
	(1) 件名	
	(2) 実施場所	
	(3) 利活用事業の内容	
	(4) 条件等について	
	(5) 公園用地の活用について	
5	参加資格	4
	(1) 参加資格	
	(2) 共同事業体での参加について	
6	スケジュール	5
7	応募の手続き	5
	(1) 応募書類の提出等について	
	(2) 応募期限及び受付時間	
	(3) 参加資格審査	
	(4) 質問書の提出と回答	
	(5) 辞退届の提出	
8	現地見学会について	6
9	企画提案書等の提出	7
10	審査概要	7
	(1) 審査委員会	
	(2) 審査方法	
11	審査基準	8
12	情報公開	9
13	失格事項	9
14	その他留意事項	9
15	貸付可能用地図	10

# 「市立加陽水辺公園の利活用事業」公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、市立加陽水辺公園（以下「公園」という。）の利活用事業候補者の選定について必要な事項を定めるものとする。

## 2 趣旨

公園は、「交流館」や「湿地ふれあい広場」から成り、人と自然の共生を象徴する新たな拠点として開園した施設である。現在は市が管理・運営し、維持管理や普及啓発に関する業務の一部を地域コミュニティ組織に委託している。交流館においては、地域コミュニティ組織による「朝市」が週に一度開催される等、地域との関わりが深く、今後も地域と連携していくことが求められている。

公園は、国土交通省の自然再生事業によって整備された加陽湿地と隣接し、地域のシンボルである大市山、大師山も近接しており、従前から環境教育や自然体験プログラム等の活動を行うフィールドとして利活用を行ってきた。しかし、その豊かな自然を十分に活用した取組みにはつながっていない。

市では、2020年、「市立加陽水辺公園の活用に関するサウンディング型市場調査」を実施し、民間事業者からさまざまな提案等をいただいた。この度、その結果を踏まえ、公園が“自然を活かした体験的な学びの場”となるような利活用事業を実施する事業者等を選定する。

## 3 実施形式

公募型プロポーザル方式

## 4 事業概要

### (1) 件名

市立加陽水辺公園の利活用事業

### (2) 実施場所

名称	豊岡市立加陽水辺公園
施設等	ア 交流館（兵庫県豊岡市加陽 582 番地） （ア）構造：木造平屋建 （イ）建築年：2017 年（平成 29 年） （ウ）敷地面積：1,625 m <sup>2</sup> （エ）延床面積：190.9 m <sup>2</sup> （オ）駐車場：8 区画 （カ）設備：多目的室、管理室、湯沸室、農器具庫、トイレ等 イ 湿地ふれあい広場（兵庫県豊岡市加陽 1717 番地） （ア）敷地面積：10,315 m <sup>2</sup> （イ）駐車場：5 区画（別途駐輪場あり） （ウ）その他：湿地、多目的広場、ポケットパーク等

土地建物の権利状況	豊岡市所有
法令等による制限	ア 都市計画法：市街化区域及び市街化調整区域外の都市計画区域 イ 河川法：河川区域、河川保全区域 ウ 豊岡市立加陽水辺公園の設置及び管理に関する条例 エ 豊岡市景観条例
接道状況	市道加陽片間線
アクセス	北近畿豊岡自動車道「但馬空港 I C」から車で約 7 分 J R 豊岡駅から車で約 15 分 コウノトリ但馬空港から車で約 10 分

※公園施設等の図面及び写真については、資料「市立加陽水辺公園施設概要」を参照。

(3) 利活用事業の内容

- ア 豊岡市立加陽水辺公園の設置及び管理に関する条例（平成 28 年豊岡市条例第 52 号）第 1 条に規定する目的の達成に資する事業であること。
- イ 公園に隣接する加陽湿地等との一体的な利活用を可能とする事業を行うこと。
- ウ “自然を活かした体験的な学びの場”として公園を活用する事業であること。
- エ 地域住民や地域コミュニティとの連携・協働が期待できる事業であること。

(4) 条件等について

- ア 本事業の実施に要する費用は、事業者等が負担することとする。
- イ 事業期間は 10 年とし、継続性のある事業にすること。期間満了後も継続して事業を実施することを希望する場合は、市と協議を行うこととする。
- ウ 事業候補者決定後は、速やかに事業を開始すること。なお、必要となる投資を行う場合など、一定の期間を要する場合には、市と協議を行うこととする。
- エ 事業を実施する上で必要となる投資を行う場合は、事業者等の責任及び費用負担で行うこととする。
- オ 事業候補者決定後に、合理的な理由により、事業内容を変更する必要が生じたときは、事前に市の承諾を受けることにより、変更できることとする。

(5) 公園用地の活用について

公園内の市所有用地を利用した提案も受け付ける。貸付けにあたっては、有償貸付けとし、貸付けに係る主な条件は次のとおりとする。（参照：10 ページ「15 貸付可能用地図」）

なお、貸付料については、事業内容により、市と協議の上、減免等の措置をする場合がある。

- ア 面積 460 m<sup>2</sup>（貸付可能な最大面積）
- イ 地目 雑種地（現況：芝生広場）
- ウ 貸付期間 市と契約締結後、市の定めた日から 10 年
- エ 貸付料（年額） 529 円/m<sup>2</sup>

※豊岡市普通財産貸付事務取扱規程（平成 21 年豊岡市訓令第 7 号）第 3 条第 1 号に定める基準により算出された額。

オ 第三者への権利移転等の禁止について

事業候補者は、市から貸し付けられた土地の全部又は一部分に係る権利を、第三者に譲渡、又は転貸してはならないこととする。

カ 原状回復について

貸付期間満了時及び当該土地の使用を中止する場合は、速やかに原状回復して返還すること。

キ 貸付契約の解除について

事業者等が次のいずれかの場合に該当する場合は、契約を解除するものとする。

(ア) 市が指定する期日までに事業を実施しないとき、又は事業候補者が本事業を継続することができないと認められるとき。

(イ) 応募時に提案した事項に虚偽があったとき。

(ウ) 事業者等が貸付契約の締結後において、次のいずれかに該当するに至ったとき。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員を役職員とする事業者等

② 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項各号に規定する観察処分の決定を受けた団体又はその構成員を役職とする事業者等

ク 貸付期間満了後の再契約について

事業者等が貸付期間満了後も引き続き、本要領に基づく事業を実施する目的で当該土地の使用を希望する場合は、あらかじめ再契約について市と協議することとする。

## 5 参加資格

応募にあたっては、次に掲げる事項を全て満たす者とする。なお、事業者等の主たる所在地については市内、市外を問わない。

(1) 参加資格

ア 豊岡市指名停止基準（平成 17 年豊岡市制定）による指名停止を受けていないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

オ 豊岡市暴力団排除条例（平成 24 年豊岡市条例第 32 号）第 7 条に規定する措置の対象に該当していないこと。

カ 国税及び地方税を滞納していないこと。

キ 市が掲示する条件を遵守できる事業者等であること。

(2) 共同事業体での参加について

複数の法人・団体等で構成される共同事業体での参加を可とする。その場合は、代表となる事業者（以下「代表事業者」という。）を 1 者に定め、本プロポーザルの申請以降の手続は代表事業者が行うこととする。

なお、共同事業体の構成員においても、各構成員が 5 (1) の要件を全て満たさなければならないこととする。

## 6 スケジュール

実施要領の公表	2021年1月20日(水)
現地見学会の開催	2021年2月8日(月)
質問書の提出期限	2021年2月12日(金)
質問に対する回答	2021年2月16日(火)
応募期限	2021年2月22日(月)
企画提案書の提出期限	2021年3月8日(月)
審査(プレゼンテーション)	2021年3月15日(月)
審査結果通知	2021年3月19日(金)
契約の締結	2021年3月下旬
事業の開始	2021年4月上旬

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、スケジュールや応募書類の受付期間、提出方法等を変更する場合があります。

## 7 応募の手続き

### (1) 応募書類の提出等について

本プロポーザルに参加を希望する者は、必要書類を次のとおり提出すること。

#### ア 提出書類

(ア) 参加申込書(様式1) 1部

(イ) 事業者等の概要書(様式2) 1部

(ウ) 誓約書(様式3)

(エ) 応募事業者等の登記事項証明書

- ・法人: 登記簿謄本
- ・商号登記している個人: 商号登記簿謄本
- ・商号登記していない個人: 身分証明書及び登記されていないことの証明書

(オ) 財務諸表(法人及び個人)

応募事業者等の直近3カ年間の決算書類(損益計算書、貸借対照表及びその他財務状況に関する書類)(任意様式)

(カ) 法人税、消費税、都道府県税、市町村税に未納がないことを証明する書類

#### イ 共同事業体での応募における留意事項

共同事業体により応募する場合には、以下の点に留意すること。

(ア) 代表となる事業者・団体を1社に定めること

(イ) 前記「ア 提出書類」の(エ)～(カ)の書類は、共同事業体を構成する全ての事業者・団体を提出すること。

(ウ) 前記「ア 提出書類」に加え、次の書類を提出すること。

- ① 共同事業体構成員申請書(様式4)
- ② 委任状(様式5)

#### ウ 提出方法

郵送又は持参(郵送の場合、配達を証明できるものに限る。必着)

(2) 応募期限及び受付時間

ア 提出期限

2021年2月22日(月)17時まで(持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く。)

イ 提出先

豊岡市コウノトリ共生部コウノトリ共生課 愛原、宮垣

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

電話番号：(0796) 21-9017

電子メール：[kounotorikyousei@city.toyooka.lg.jp](mailto:kounotorikyousei@city.toyooka.lg.jp)

ウ 受付時間

9時から17時まで(12時から13時までを除く)

(3) 参加資格審査

応募事業者等について、前記5に規定する参加資格の有無を審査する。参加資格審査の結果については全応募者に対し、2021年2月26日(金)までに電子メールにて通知する。

(4) 質問書の提出と回答

実施要領の内容に対する質問がある場合は、質問書(様式6)に必要事項を記入し、次のとおり提出すること。なお、電話、ファックス又は口頭等による質問は受け付けない。

ア 提出期限 2021年2月12日(金)17時まで

イ 提出方法 電子メール(提出先：[kounotorikyousei@city.toyooka.lg.jp](mailto:kounotorikyousei@city.toyooka.lg.jp))

なお、本事業の質問書及び質問者であることを容易に把握するため、電子メールの件名を【市立加陽水辺公園の利活用事業質問書(□□)】とすること。(□□は会社等の名称又は略称)

ウ 質問回答日 2021年2月16日(火)

エ 回答の方法

質問及び回答内容は、市公式ウェブサイトに掲載する。また、質問者にも電子メールにて通知する。なお、本事業の公募に必要と判断される質疑のみ受け付けるものとする。

(5) 辞退届の提出

応募書類提出後、本プロポーザルを辞退する者は、辞退届を次のとおり提出すること。なお、この場合において、本業務以外の業務において不利益を被ることはない。

ア 提出期限 2021年3月8日(月)17時まで

イ 提出先 7(2)イに同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合、配達を証明できるものに限る。必着)

エ 提出書類 辞退届(様式7) 1部

## 8 現地見学会について

現地見学会を次の通り開催する。

(1) 開催日時 2021年2月8日(月)

(2) 開催場所 豊岡市立加陽水辺公園(豊岡市加陽582番地)

(3) 参加方法

現地見学会参加申込書(様式8)を2021年2月4日(木)17時までに、電子メールより提出すること。

- (4) 参加人数 事業者等 1 者につき 3 人以内とする。
- (5) その他
  - ・本見学会参加の有無は、本プロポーザルへの参加及び選定には一切影響しない。
  - ・本見学会では、質問は受け付けないこととする。
  - ・実施要領等を各自持参すること。当日は説明資料等を配布しない。

## 9 企画提案書等の提出

提案者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 2021 年 3 月 8 日（月）17 時まで
- (2) 提出先 7(2)イに同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合、配達を証明できるものに限る。必着）
- (4) 提出書類
  - ア 企画提案書提出届（様式 9）
  - イ 企画提案書（任意様式、正本 1 部・副本 7 部）  
別紙「市立加陽水辺公園の利活用事業公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づき、作成すること。
  - ウ 年間収支計画書（任意様式、正本 1 部・副本 7 部）  
2021～2023 年度の 3 年間分の収支計画を作成すること。また、2021 年度については 1 年間の月別の収支計画を作成すること。
  - エ 資金調達計画書（任意様式、正本 1 部・副本 7 部）

## 10 審査概要

- (1) 審査委員会
  - 「市立加陽水辺公園の利活用事業実施候補者選定委員会」を設置し、企画提案書類等の審査を行う。
- (2) 審査方法
  - ア 評価
    - (ア) 「市立加陽水辺公園の利活用事業実施候補者選定委員会委員」は、プレゼンテーションによる審査を実施し、提出された企画提案書等の確認及び応募事業者等からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、外部有識者の意見を聴取した上で評価し、事業候補者及び次点者を選定する。なお、評価点数の満点を 100 点に換算し、60 点に満たない場合は、最高評価点を獲得しても事業候補者とししない。
    - (イ) 応募事業者等の評価は加点方式により行う。
  - イ プレゼンテーションによる審査
    - 応募事業者等によるプレゼンテーション及び市によるヒアリングを行う。
  - (ア) 開催日
    - 2021 年 3 月 15 日（月）
    - ※本市の都合により、日程を変更する場合がある。
  - (イ) 開催場所
    - 豊岡市役所本庁舎 3 階 庁議室



- (ウ) 出席者  
応募事業者等 1 者につき 3 人以内とする。
- (エ) 説明事項  
パワーポイント等により、企画提案書に記載されている内容の範囲内で説明を行うこと。
- (オ) その他
  - ・プレゼンテーションを 20 分、ヒアリングは 20 分程度を予定している。
  - ・プレゼンテーションに必要な機器（プロジェクター、スクリーン）は市が準備する。
  - ・参加者は、プロジェクターに接続可能なパソコンを用意し、企画提案書等がスクリーンに映せるように準備すること。
  - ・新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、リモートでの審査に切り替えることがある。

#### ウ 最終審査結果

最終審査結果は、参加者全てに 2021 年 3 月 19 日（金）までに書面で通知するとともに市公式ウェブサイトで公表する。

## 11 審査基準

本プロポーザルは、以下の基準に基づき総合的に審査する。

### プレゼンテーション審査

審査項目	評価の視点	配点
基本方針	公募の主旨を理解し、公園の利活用に係る事業者として相応しい理念、方針であるか	10
施設や自然を活用した事業内容等	① “自然を活かした体験的な学びの場” として公園を活用する提案となっているか ② 公園に隣接する加陽湿地等との一体的な利活用を可能とする提案となっているか ③ 貸付可能な公園用地を貸し付けた場合、より質の高い利活用事業の実施が期待できるか	20
地域とのかかわり	① 地域や公園の特性を理解し、地域の活性化につながる効果的な利活用が期待できるか ② 地域住民や地域コミュニティとの連携・協働が期待できる内容であるか	20
安定的な事業運営	① 収支計画等の内容は適切か ② 事業実施体制、スタッフ体制等が構築されているか	15
利用促進	利用の促進につながる多角的な取組みの提案があるか	10
プレゼンテーション	① 企画提案書の内容をよく補完したプレゼンテーションとなっているか ② 本事業に対する取組み姿勢、意欲、事業者としての信頼性・適合性があるか	15

## 12 情報公開

豊岡市情報公開条例（平成17年豊岡市条例第7号）に基づき、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開するものとする。ただし、同条例第7条第2号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公にすることにより事業者等の事業活動上の正当な利益を害する情報）に該当するものについては、非公開とする。

## 13 失格事項

次に掲げる事項に該当することが判明した者は失格とし、当該事業者等を事業候補者として選定しない。また、当該事業者等は、判明した時点以降の本プロポーザル手続きに参加できない。

失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者等の順位を無効とし、次順位以降の事業者等の順位を繰り上げるものとする。

- (1) 事業実施までに、「5 参加資格」に規定する事項を満たさなくなった場合。
- (2) 必要書類が提出期限後に到着した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。また、誤字・脱字等の軽微な不備がある場合に限り、市が別途期限を定め、補正を認める場合がある。
- (3) 書類等の提出、回答、報告等、市が必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合
- (4) 提出した書類等に虚偽又は不正があった場合
- (5) 談合その他の不正行為、審査の透明性及び公平性を害する行為、公平かつ適正な事務手続を妨害する行為等と市が判断した場合

## 14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。また、市の公文書として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (3) 提出された企画提案書等は、市の許可なく公表又は使用してはならない。ただし、事業候補者となった場合に、業務実績として市の名前を挙げることは可能とする。
- (4) 業務上知り得た情報を他に漏らすことはできない。
- (5) 企画提案書の提出は、各応募事業者等につき1案とする。
- (6) 企画提案書を提出するにあたり他者の協力を得た場合はその旨を明記すること。
- (7) 参加申込事業者等に関しては公表しない。ただし、事業候補者及び次点者については公表する。
- (8) 審査に係る電話等での質問、問合せには応じない。
- (9) 審査に対する異議を申し立てることはできない。

15 貸付可能用地図

